北千葉広域水道企業団 総務部総務調整室 電話 047-345-3211

## 活性炭の入札談合に関する損害賠償請求訴訟の提起について

令和元年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。これを受け、当企業団は活性炭購入に係る契約に関与した9事業者に対し、令和4年3月30日付けで、損害賠償請求通知書を発送しましたが、現在に至るまで支払がないため、訴訟により損害賠償を求めることとし、下記のとおり千葉地裁に提訴しました。

- 1 提訴の相手方 本町化学工業株式会社ほか8事業者
  - •本町化学工業株式会社
  - ・フタムラ化学株式会社
  - ・大阪ガスケミカル株式会社
  - ·水ing株式会社
  - ・株式会社クラレ
  - ・ダイネン株式会社
  - ・カルゴンカーボンジャパン株式会社
  - •朝日沪過材株式会社
  - ・セラケム株式会社
- 2 訴訟提起日令和4年11月16日
- 3 提訴による請求額

金 115,711,779 円及び遅延損害金(各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年5分の割合による金員)

4 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価の平均(平成29年度~平成31(令和元)年度)にて得た額の差を損害額として算定した。

5 請求の根拠

民法第709条(不法行為による損害賠償)及び第719条第1項(共同不法行為者の責任)

6 提訴裁判所 千葉地方裁判所

(参考) 命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122\_1.html